

他の大学等において修得した単位等の認定に関する規程

平成24年4月1日
鳥取環境大学規程第71号

（趣旨）

第1条 この規程は、公立鳥取環境大学学則第36条、第37条及び第38条並びに公立鳥取環境大学大学院学則第12条、第13条及び第14条の規定に基づき、他の大学、短期大学又は大学以外の教育施設等において修得した単位若しくは履修した学修の公立鳥取環境大学（以下「本学」という。）又は公立鳥取環境大学大学院（以下「本大学院」という。）における認定に関し必要な事項を定めるものとする。

（認定科目等）

第2条 本学における単位の認定は、人間形成科目及び所属する学科の専門科目について行う。

2 本学で認定対象とする修得単位又は学修は、次のいずれかに該当するものとする。

（1）大学又は短期大学において修得した単位（外国の大学等で修得した単位を含む。）

（2）短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修

（3）大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第29条第1項により文部科学大臣が別に定める学修

3 本大学院における単位の認定は、学長及び研究科長が認めた科目について行う。

（認定の手続）

第3条 単位の認定を受けようとする者は、学年又は学期の始めに単位認定申請書（様式第1号）に成績証明書等を添えて、学長に願い出なければならない。

（単位の認定）

第4条 学長は、教育上有益と認めるときは、本学においては教授会、本大学院においては研究科委員会の議を経て、単位の認定を行う。

2 前項により単位の認定を行ったときは、単位認定通知書（様式第2号）により本人に通知するものとする。

（認定する単位数）

第5条 認定する単位数は、本学においては60単位、本大学院においては10単位を超えない範囲で行う。

（履修の指導）

第6条 入学前に修得した単位等により認定を行ったときは、認定した授業科目に代えて他の授業科目を履修させるなど、適切な指導を行うものとする。

（委任）

第7条 この規程の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第32号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

公立鳥取環境大学学長

様

○○学部・研究科 ○○学科・専攻

学籍番号

氏 名

年 月 日生

単 位 認 定 申 請 書

公立鳥取環境大学（大学院）学則第 条の規定により、他大学等で修得した単位等の
認定を受けたいので、成績証明書を添付のうえ、下記のとおり申請します。

記

認定を受けようとする他大学等で 修得した科目名等		認定を希望する公立鳥取環境大学（ 大学院）の授業科目名等	
授 業 科 目 名 等	修得単位数等	授 業 科 目 名	単 位 数
単位修得大学（短期大学）・学部・学科名等			

（注）成績証明書のほか、教科書、授業内容・学修内容を記載した講義概要・シラバス・
履修要項等を添付してください。

様式第2号（第4条関係）

單位認定通知書

○○学部・研究科 ○○学科・専攻

学籍番号

氏 名 様

公立鳥取環境大学（大学院）学則第 条の規定に基づき、下記のとおり公立鳥取環境大学（大学院）において修得したものとして単位を認定します。

年 月 日

公立鳥取環境大学学長

記

認定する授業科目 及び単位数等			認定の基礎となった授業科目 及び単位数等		
授 業 科 目 名	認定単位数	評 価	授 業 科 目 名	修得単位数等	評 価
単位修得大学（短期大学）・学部・学科名等					
備 考					